

## 泉南市総合計画審議会傍聴要領（案）

## （目的）

第1条 この要領は、泉南市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関して必要な事項を定める。

## （傍聴定員）

第2条 傍聴者の定員は5名とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、審議会は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴者の定員を定めることができる。
- 3 傍聴希望者が、前各項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定するものとする。

## （傍聴の受付）

第3条 傍聴の受付は、開場から会議開始10分前までの間に行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴者が前条に規定する定員に満たない場合は、審議会は、同時刻以降に傍聴を希望するものに係る許可を行うことができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所を受付簿に記入しなければならない。

## （傍聴することができない者）

第4条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当するものは、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物その他の危険物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

## （傍聴者の守るべき事項）

第5条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴しなければならない。

- 2 傍聴者は、傍聴する際は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 静粛にし、かつ、会議における言動に対して拍手その他の方法で賛否の意思表示してはならない。
  - (2) 騒ぎ立ててはならない。
  - (3) 示威的行為をしてはならない。
  - (4) 飲食をしてはならない。ただし、審議会が認める場合は、この限りでない。
  - (5) 前各号に掲げる事項のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなる行為はしてはならない。
- 3 傍聴者は、写真若しくはビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、審議会の許可を得た者は、この限りではない。
- 4 傍聴者は、審議会の指示に従わなければならない。

## （傍聴者の退場）

第6条 審議会は、傍聴者がこの要領に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場させることができるものとする。

- 2 傍聴人は、審議会が会議の運営上必要と認める理由により退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。

## （報道関係者の取扱い）

第7条 市政記者クラブ等の報道関係者については、第2条及び第3条の規定は適用しな

い。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。